

奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ設置要綱

奄美群島振興開発審議会決定

(設置)

- 1 奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）に奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

(任務)

- 2 ワーキンググループは、平成30年度の奄美群島振興開発特別措置法の期限到来に向けて、奄美群島振興開発基金の役割について検証し、その結果を審議会に報告する。

(招集)

- 3 ワーキンググループの会議は、座長が招集する。

(意見聴取)

- 4 座長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者をワーキンググループの会議に出席させ又は意見を開陳させることができる。

(議事の公開)

- 5 ワーキンググループの会議は、公開するものとし、その議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

- 7 ワーキンググループの庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。

(雑則)

- 8 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの議事及び運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。